

整理番号	消防－法不－12
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防火対象物点検特例認定の取消し
概 要	消防長又は消防署長は、防火対象物定期点検報告の特例の認定を受けた防火対象物のうち、当該認定に偽り その他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したときや消防法に規定する措置命令があったとき又は 特例認定の基準に該当しなくなったときは当該認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の3第6項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・消防法第8条の2の3第6項 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。 2 消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。 3 消防法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	